

# 高齢者デジタルサポーター事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、愛知県（以下「県」という。）が、高齢者のデジタル・デバイドの解消を図ることを目的とした「高齢者デジタルサポーター事業」を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## (登録)

第2条 県は、デジタルに不案内な高齢者に対して同じ高齢者としての目線で、スマートフォン等の操作方法などの説明や相談に応じる「高齢者デジタルサポーター」（以下「サポーター」という。）を次に掲げる各号により登録する。

- (1) 県は、市町村にサポーターの候補者の推薦について依頼する。
  - (2) 市町村は、県からの依頼に基づき、候補者を様式第1に定める申告書を添えて、様式第2に定める推薦書により推薦する。候補者の基準は、以下のとおりとする。
    - ア 県内に居住しており、概ね65歳以上であること。
    - イ スマートフォンの基本的な操作が可能であること。
    - ウ マイナンバーカードを取得していること。また、取得していない場合は、市町村が県へ推薦書を提出する時までにマイナンバーカードの取得申請がなされており、初回の市町村への派遣時までにマイナンバーカードの取得が見込まれること。
    - エ デジタルに不案内な高齢者に対して、同じ高齢者としての目線で説明や相談に応じる意欲があること。
  - (3) (2)により推薦された候補者に対し、県は、サポーターに必要な知識等に関する講習を実施する。
  - (4) 県は、(3)に定める講習を修了した者をサポーターとして登録し、登録証を交付するとともに、推薦した市町村に対して、候補者を登録した旨を通知する。
- 2 サポーターの登録期間は、登録された年度の末日までとする。

## (登録の取消)

第3条 県は、サポーターに登録された者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消す。

- (1) 居住地を県外へ移転したとき。
- (2) 本人から登録の取消の申し出があったとき。
- (3) 目的を逸脱した行為を行うなど、サポーターとしてふさわしくないと県が認めたとき。

(継続)

第4条 県は、登録期間の末日までに市町村を通じてサポーターへ次年度の登録について意向を確認し、次年度も引き続き登録する意向が確認できた場合は、当該サポーターを次年度に継続して登録することができる。

- 2 前項の定めによりサポーターを継続して登録する場合は、第2条第1項の各号に定める手続を省略できるものとする。
- 3 県は、第1項の定めにより継続して登録したサポーターに対して、必要に応じて第2条第1項(3)に定める講習を受けさせることができる。

(派遣)

第5条 県は、市町村からの依頼に基づき、サポーターを派遣する。

- 2 市町村が依頼できる内容は、次のとおりとする。
  - (1) デジタル活用に関する高齢者向けの講習会の講師
  - (2) デジタル活用に関する高齢者向けの相談会の相談員
  - (3) その他県が適当であると認めるもの

(サポーターの選定)

第6条 サポーターの派遣を希望する市町村（以下、「依頼市町村」という。）は、別に定める依頼書の様式により、原則派遣を希望する日の属する月の前々月末日（末日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）までに県へサポーターの派遣を依頼する。

- 2 県は、依頼内容を確認し、内容が適当であると認められる場合は、登録されたサポーターの中から適任者を選定し、派遣を決定した旨を依頼市町村に通知する。
- 3 県は、前項により派遣を決定した場合、サポーターに活動を依頼する。
- 4 県は、適任者の選定に至らなかった場合、その旨を依頼市町村に通知する。

(派遣の実施及び結果の報告)

第7条 依頼市町村は、派遣されるサポーターへ連絡し、当日の集合場所や依頼内容の詳細等の調整を行い、調整結果を別途県が定める方法により県に報告する。

- 2 派遣されたサポーターは、依頼内容に基づき活動を行う。
- 3 派遣終了後、派遣されたサポーターは、別に定める様式により活動報告書を作成し、県へ提出する。
- 4 派遣終了後、依頼市町村は、別に定める様式により実績報告書を作成し、別途県から指示する期日までに県へ提出する。

(サポーターへの謝金)

第8条 県は、第5条の依頼に基づき派遣されたサポーターに対して、1回の派遣につき2,500円の謝金を支給するものとする。

- 2 謝金は、口座振替の方法により支払うものとする。

(サポーターの旅費)

第9条 県は、第5条の依頼に基づき派遣されたサポーターに対して、派遣当日の居住地から派遣先までの経路の往復に必要な旅費を支給するものとする。

2 前項に定める経路は、合理的かつ経済的な経路によるものとし、原則公共交通機関を利用することとする。

3 第1項に定める旅費の算定は、職員等の旅費に関する条例の規定に準じて行うものとする。

4 第1項に定める旅費の支払は、前条第2項に準じて行うものとする。

(テキスト)

第10条 サポーターは、県が作成する高齢者デジタルサポーターテキスト（以下「テキスト」という。）により講習会を行う。

2 サポーターは、依頼市町村の了解を得た上で、テキスト以外の補足資料を講習会で使用することができる。

3 依頼市町村は、前項による補足資料について、第7項第4項に定める実績報告書に併せて県に提出するものとする。

4 第5条に定める派遣において、必要なテキスト・補足資料の印刷は依頼市町村で行うものとする。

5 サポーターはテキストについて、第5条に定める派遣の他に、サポーターの活動において使用することができる。

(サポーターの遵守事項)

第11条 サポーターは、活動によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。サポーターでなくなった後においても、同様とする。

(賠償責任保険等)

第12条 県は、本事業によりサポーターを第5条の依頼に基づき派遣する場合、事前に必要な賠償責任保険及び傷害保険への加入を行い、その費用を負担するものとする。

2 県は、前条に定める保険の賠償の範囲外で生じた損害について、一切の賠償責任を負わない。

(個人情報の取り扱い)

第13条 この要綱に基づき提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および関係法令に基づき、適正に取り扱う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、高齢者デジタルサポーター事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月 6日から施行する。